

兵庫県工業用水道供給条例施行規程

昭和41年12月22日
(企業局管理規程第11号)

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県工業用水道供給条例（昭和41年兵庫県条例第59号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水の申込み)

第2条 条例第4条の規定による給水の申込みは、給水申込書（様式第1号）によるものとする。

(基本使用水量の通知)

第3条 条例第5条第1項の規定による給水の決定の通知は、基本使用水量決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(基本使用水量の変更)

第4条 条例第6条において準用する条例第4条の規定による基本使用水量の変更の申込みは、基本使用水量変更申込書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第6条において準用する条例第5条第1項の規定による基本使用水量の変更の決定の通知は、基本使用水量変更決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(特定使用)

第5条 条例第7条第2項の規定による給水の申込みは、特定使用申込書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第7条第3項の規定による特定使用の決定の通知は、特定使用水量決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(特定使用水量の変更)

第6条 条例第8条において準用する条例第7条第2項の規定による特定使用水量の変更の申込みは、特定使用水量変更申込書（様式第7号）によるものとする。

2 条例第8条において準用する条例第7条第3項の規定による特定使用水量の変更の決定の通知は、特定使用水量変更決定通知書（様式第8号）によるものとする。

(給水施設の構造及び材質の基準)

第7条 条例第10条第1項の規定に基づき管理規程で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給水施設の位置及び配列は、経済的な維持管理ができるものであること。
- (2) 給水管の口径は、できるだけ効率的であること。
- (3) 給水施設は、水圧、土圧、地震力その他の荷重又は外力に対して十分な耐久力を有し、かつ、漏水するおそれがないものであること。
- (4) 給水施設は、逆流又は工業用水の汚染を防止することができるものであること。
- (5) 給水施設に配水管の水圧に影響を及ぼすようなポンプその他の工作物を連絡させ

ていないこと。

(6) 凍結、電しよく、腐しよく、衝撃、温度変化等による破損のおそれのある給水施設の部分については、有効な防護の措置がとられていること。

(給水施設の工事計画の承認)

第8条 条例第10条第1項前段の規定による給水施設の工事計画の承認の申請は、給水施設工事計画承認申請書(様式第9号)によるものとする。

2 条例第10条第1項後段の規定による給水施設の工事計画の変更の承認の申請は、給水施設工事計画変更承認申請書(様式第10号)によるものとする。

3 給水施設の工事計画の承認又は工事計画の変更の承認は、給水施設工事計画(変更)承認通知書(様式第11号)によるものとする。

(給水施設の工事中止の届出)

第9条 条例第10条第1項の規定により給水施設の工事計画の承認を受けた者が、その工事中止をしようとするときは、給水施設工事中止届出書(様式第12号)により、その旨を管理者に、届け出なければならない。

(給水施設の修繕の費用)

第10条 条例第11条第3項の費用は、修繕その他必要な措置に要した費用の実費とする。

(立入検査の身分証明書)

第11条 条例第12条第2項の規定による身分証明書は、様式第13号のとおりとする。

(使用開始の延期等の届出)

第12条 条例第14条の規定による工業用水道使用開始の延期等の届出は、工業用水道使用開始延期等届出書(様式第14号)によるものとする。

(料金の精算)

第13条 使用者が料金を納付した後、基本使用水量又は特定使用水量を変更したため料金に過不足を生じたときは、翌月分の料金納入の際これを調整するものとする。料金の算定に過不足があったものについても、また同様とする。

(料金の減額)

第14条 工業用水道事業を所掌する地方機関の長(以下「所長等」という。)は、前年の4月1日からその年の3月31日までの間に、条例第16条第1項の規定により決定又は認定された使用水量を基準にして、1日当たりの使用水量(以下「平均使用水量」という。)を決定し、4月20日までに使用者に通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる日に使用者が実際に使用した水量は、平均使用水量を決定する水量として用いないものとする。

- (1) 条例第13条第2項又は条例第24条第1項により給水を制限又は停止した日
- (2) 管理者が節水を要望し、使用者がこれに応じたと認められる日
- (3) 使用者が、自己の都合により、前年の平均使用水量の50パーセントに満たなかった日
- (4) 前各号に掲げるもののほか、所長等が、使用水量について異状があったと認める日

2 条例第21条の規定により、料金を減額する場合の減免率及び減額する料金を控除する月は、次の表のとおりとする。

事 由		減 免 率	料金を控除する月
基本使用 水 量	連続して給水 制限又は停止 した場合	(1) 5日未満	100%
		(2) 5日以上15日 未満	80%
		(3) 15日以上	そのつど管理 者が定める率
	断続して給水 制限又は停止 した場合	(4) 1月につき7 日未満	100%
		(5) 1月につき7 日以上20日未満	80%
		(6) 1月につき20 日以上	そのつど管理 者が定める率
特 定 使 用 水 量		100%	

(注) 断続とは、4日未満の連続の繰り返しをいう。

3 平均使用水量又は特定使用水量（条例第14条の規定による届出があるときは、その届出に係る水量）から条例第13条第2項の規定による給水制限又は停止した日に、使用者が使用した水量を控除した量に前項に規定する減免率を乗じて得られる水量に係る基本料金又は特定料金を減額する。ただし、前項に規定する(1) から(6) の事由のうち、2事由に該当する場合は、減免率については、率の低い方を適用するものとする。

4 平均使用水量が決定されていないときは、基本使用水量をもって平均使用水量とみなすものとする。

5 条例第21条の規定する不足水量を、第2項に規定する料金を控除する月の15日までに、使用者に、不足水量通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（名称等の変更の届出）

第15条 条例第22条の規定による使用者の名称等の変更の届出は、名称等変更届出書（様式第16号）によるものとする。

（地位の承継の届出）

第16条 条例第23条第2項の規定による使用者の地位の承継の届出は、地位承継届出書

(様式第17号)によるものとする。

(給水状況の報告)

第17条 所長等は、毎月給水状況報告書(様式第18号)を、翌月の5日までに管理局水道課長(以下「水道課長」という。)に報告するものとし、水道課長は、当該報告書の写を管理局総務課長に送付するものとする。

(書類の経由)

第18条 条例及びこの規程により管理者に提出する書類は、正副2通とし、所長等を経由するものとする。